

＜日本＞



## 特定侵害訴訟代理業務試験 受験体験記

東和国際特許事務所  
所長代理・弁理士

津野 洋明

筆者は、2021年に特定侵害訴訟代理業務試験（以下、「付記試験」と称します。）を受験し、無事に合格しました。付記試験については情報が少ないため、付記試験がどのようなものであるか等を概説したいと思います。

### 1. 付記試験の目的

付記試験は、特定侵害訴訟に関する訴訟代理人となるのに必要な学識及び実務能力に関する研修（日本弁理士会が実施する能力担保研修）を修了した弁理士を対象に、当該学識及び実務能力を有するかどうかを判定するために実施される試験です。そして、この付記試験に合格し、日本弁理士会において本試験に合格した旨の付記を受けた弁理士は、弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限り、その事件の訴訟代理人となることができます。

### 2. 能力担保研修

#### 2.1. 受講資格

能力担保研修を受講するためには、(1) 弁理士登録をしていること、(2) 能力担保研修受講までに、日本弁理士会が定める方法（例えば、「民法・民事訴訟法に関する基礎研修」をeラーニングで受講）により民法・民事訴訟法の基礎知識を習得し、十分に理解していること、が求められています。

#### 2.2. 民法・民事訴訟法に関する基礎研修

民法・民事訴訟法に関する基礎研修は、民法に関する基礎研修（全7回）および民事訴訟法に関する基礎研修（全7回）の全14回で構成されています。1回が約3時間であるため、全部で約42時間の研修となっています。これらの基礎

研修は講師のオリジナルテキスト（「弁理士・知財担当者のための民法」、「弁理士・知財担当者のための民事訴訟法」、いずれも著：村西大作先生）に基づいて行われます。なお、研修にあたり六法を手元においておくことを推奨します。私は、「ポケット六法」を使用しましたが、特に不都合はありませんでした。

### 2.3. 能力担保研修

能力担保研修では、1コマ1.5時間の講義が30コマ（計45時間）実施されます。また、講義に加えて、訴状又は答弁書の作成や法曹倫理に関するレポートの作成が計6つ要求されます。

### 3. 付記試験の内容

付記試験は、論文式筆記試験であり、事例問題1（午前に実施。試験時間3時間）、事例問題2（午後実施。試験時間3時間）の2題が出題されます。そして各事例問題は、「問1 起案」、「問2 小問」の2問から構成されています。

#### 3.1. 出題について（過去問分析）

##### 3.1.1. 起案

問1の起案については、完全なオリジナルというわけではなく、裁判例をベースに試験問題にアレンジして出題されているようです。そして、付記試験では、原告側（または被告側）が作成する書面をゼロから作成するわけではなく、書面中に設けられた空欄へ論理構成を記入する穴埋め形式となっています。

そして、過去問を分析すると次のようなことが分かってきます。

① 午前は特許侵害訴訟に関する起案（原告側または被告側）が出題、午後は商標侵害訴訟または不正競争防止法に基づく訴訟の起案（原告側または被告側）が近年ではほぼ交互に出題。意匠権侵害訴訟に関する出題は殆どなし。

② 午前と午後のどちらか一方で原告側起案が出題され、他方で被告側起案が出題。

（例）午前原告側起案が出題された場合、午後は被告側起案が出題。

③ 原告側起案と被告側起案とが毎年交互に出題。

（例）午前原告側起案が出題された場合、翌年の午前は被告側起案が出題。

##### 3.1.2. 小問

問2の小問については、過去問を分析すると次のようなことが分かってきます。

① 午前と午後のそれぞれで、民法に関する問題と民事訴訟法に関する問題が出題される。

② 出題範囲は広範であり、2021年度には民事保全法についても出題。

## 3. 2. 設問に対する雑感

### 3. 2. 1. 起案

起案は、結論（原告側であれば侵害、被告側であれば非侵害）が決まっているため、結論を前提としつつ、書面作成者（必ずしも出題者とはいえない）の意図（例えば、特許侵害訴訟であれば分説の意図）を十分に理解することが求められているといえます。

また、穴埋めについては、規範となる判例を記載することがあります。判例を書くことで点数が付くため、重要な判例を訴状等に記載できる形で暗記することも重要です。

### 3. 2. 2. 小問

小問は、条文レベルの問題から解釈レベルの問題まで存在するため、高得点を取ろうとすると、条文ごとの深い理解が求められます。「どの程度勉強するか」ということが重要になってくるかと思います。

## 4. 試験勉強

### 4. 1. 勉強会

弁理士試験と異なり、付記試験対策を行う予備校はおそらく存在しておりません。したがって、付記試験の試験勉強は、①自学、②他の受験生と自主ゼミを企画・開催する、③会派等の主催する勉強会に参加する、の3つが主となります。

私は、日本弁理士会主催の「民法・民事訴訟法に関する基礎研修」の講師である村西大作先生が講師を務める「特定侵害訴訟代理業務試験対策ゼミ」に参加しました。2021年の「特定侵害訴訟代理業務試験対策ゼミ」は、全9回実施され、付記試験に必要な「書面作成の基礎」に関する講義や、起案演習や模擬試験から構成されていました。このゼミは、アウトプットの機会が複数得られる上に、過去問の模範解答や、民法・民事訴訟法に関する問題集が配布されるため、大変有意義なものとなりました。

特に、民法・民事訴訟法については、本番レベルの問題集が市販されていないため、このゼミで配布される問題集は民法・民事訴訟法の勉強に大いに役立ちました。

### 4. 2. 起案対策

起案については、弁理士試験の論文試験と同様かもしれませんが、「言い回しや型を決めておく」ということが大事かと思います。また、前述したように「重要な判例を訴状等に記載できる形で暗記する」ことも事前の準備としては重要かと思います。

#### 4.3. 小問対策

受験生の大半が受講している「民法・民事訴訟法に関する基礎研修」の復習が基本になるかと思います。アウトプットについては、上述のように付記試験用の問題集が市販されていないことに加え、他の試験（司法試験、公務員試験、司法書士試験、法学検定等）とも微妙に試験範囲や難易度が異なっていることから他の試験の問題集を活用することが難しく、大変困りました。結局のところ、上述した「特定侵害訴訟代理業務試験対策ゼミ」で配布された問題集や演習問題がちょうど良かったです。

#### 5. 終わりに

能力担保研修の受講や付記試験の勉強を通して、普段の実務では得られないことや弁理士試験では学べないことを知ることができました。付記試験については情報が少ないため、本稿が付記試験を受験する皆様の一助になれば幸いです。